

## 加工施設における那珂市屋内退避及び避難誘導計画（案）に対する パブリックコメント結果及び対応について

### 1 パブリックコメントの概要

#### (1) 意見募集期間

令和2年12月22日（火）から令和3年1月21日（木）まで

#### (2) 閲覧及びパブリックコメントの募集方法

- ・ 那珂市ホームページへの掲載
- ・ 那珂市役所防災課での閲覧
- ・ 那珂市役所瓜連支所での閲覧
- ・ 那珂市立図書館での閲覧

#### (3) 閲覧等の概要

- ・ ホームページへのアクセス 224件

#### (4) 加工施設における那珂市屋内退避及び避難誘導計画（案）に対する意見

- ・ 意見提出人数 1人
- ・ 意見数 14件

### 2 意見の概要及びそれに対する市の考え方

別紙のとおり

### 3 参考資料

加工施設における那珂市屋内退避及び避難誘導計画（修正案）

### 4 今後のスケジュール

3月下旬 那珂市防災会議審議（計画策定）  
4月上旬 公表

別紙

No.	頁	意見の概要	意見に対する市の考え方	修正の有無
1	P3	「加工施設において放射性物質もしくは放射線の異常な放出」とありますが、放出されるのは「放射性物質」であって「放射線」はその場所に到達してくるものと思いますので表現の検討をした方がよいと思います。 「放射性物質」と「放射線」は全く別の概念のものですから使い分けて論じる必要があるかと思えます。	ご意見の表記につきましては、原子力規制委員会が定めた原子力災害対策指針に基づき本計画を作成しており、同指針の表記と整合性を図っておりますのでご了承ください。  なお、ご意見のとおり、放射性物質と放射線は、全く別の概念のものであります。放射性物質とは、放射線を持った物質をいい、また、放射線とは、放射性物質が別の物質に変わる（崩壊する）際に放出されるものをいいます。	無
2	P4	「敷地境界に設置された」とありますが、旧本米崎小学校のモニタリングポストを加えることができないのでしょうか？ 事業者任せにするというのではなく、県や那珂市も監視しているという姿勢があってもいいのではと思います。	緊急時活動レベル（EAL）とは、施設の状況に応じて、効果的に防護措置を実施するために緊急事態区分を決める判断基準になります。 EAL は、原子力事業者が自ら作成し、原子力災害対策特別措置法第7条の規定に基づき、原子力規制委員会等に届け出るとともに（原子力事業者防災業務計画）、原子力規制委員会での内容の妥当性等について評価を行っております。 本ページの表は、三菱原燃の EAL のうち緊急事態区分ごとに判断する基準の一部となっておりますのでご了承ください。  なお、ご意見の敷地境界に設置されたモニタリングポスト（三菱原燃局）や本米崎局を含め、モニタリングポストでの放射線量は、県環境放射線監視センターで常時監視するとともに、住民の皆さまも確認できるようにインターネットにてリアルタイムで公開されております。	無
3	P4	「排気口において、基準値に定められる以上の放射線量」とありますが、排気口で測定しているのは「放射線量」ではなく「放射性物質の量または濃度」ではないのでしょうか？	ご意見を踏まえ、あらためて事業者以下のとおり取扱いを確認しております。  排気口では「放射性物質の濃度」を測定し、原子力災害特別措置法の規定に沿って、この値を放射線量に換算し管理・運用しております。 なお、三菱原燃の原子力事業者防災業務計画には、各事象における判断基準が記載されております。	無
4	P4	加工施設での「排水口」とはどこのことでしょうか？また、「10分以上継続して」としてありますが、加工施設で取り扱う放射性物質の濃度の「連続監視」は技術的に可能でしょうか？	ご意見を踏まえ、あらためて事業者以下のとおり取扱いを確認しております。  排水口は、処理設備で処理した水を一時的に貯留する構内のプール（排水貯留池）の出口となります。 なお、連続監視の技術的な可能性については、各加工施設で種々なケースがあると思料しますが、三菱原燃の場合は、より確実な監視を行うため、上記の構内のプールに一時貯留の上、放射性物質濃度等の水質検査を実施し、異常のないことを確認した後、排水する方法としております。 「10分以上継続して」との表記につきましては、原子力災害特別措置法の規定に沿ったものとなっております。	無

5	P5	<p>「3.放射性物質放出後の防護措置」の項ですが、三菱原燃のような加工施設で取り扱う放射性物質の放出で「放射線レベルが500<math>\mu</math>Sv/hを超える」ような事態はあるのでしょうか？</p> <p>もし、あるならば臨界事故などによる「放射線レベルの異常な上昇」などについても記載すべきではないのでしょうか？</p>	<p>本計画は、原子力規制委員会が定めた原子力災害対策指針に基づき作成しております。同指針では、核燃料施設で想定される放射性物質又は放射線の放出形態として、「火災、爆発等による放射性物質の放出」と「臨界事故による放射性物質又は放射線の放出」が挙げられております。</p> <p>一方で、施設では、低濃縮ウランを取り扱うとともに、ウランを取り扱う設備を物理的に臨界が起こりえない形状で管理する「形状管理」と、一度の取扱量を物理的に臨界が起こりえない量で管理する「質量管理」を実施しております。</p> <p>以上のことから、災害対策の観点から臨界事故の発生も想定した計画ではありますが、臨界状態となるリスクは小さいため、具体的な表記はしておりませんのでご了承ください。</p> <p>なお、No.2にあるEALでは、事象内容で「臨界のおそれ」や「臨界の発生」が規定されております。</p>	無
6	P5	<p>「<math>\beta</math>線：40,000cpm」としてありますが、「cpm」は測定器による計測値ですので、測定器の機種が違えば大幅に異なります。従って、「どの機種の測定器での基準値」なのかを明確にするか、「表面汚染密度」であらわすことが必要ではないでしょうか？</p> <p>また、加工施設で扱う放射性物質は<math>\alpha</math>線の方が危険であると聞いたことがあります。それがどうなのでしょう？</p>	<p>本計画は、原子力規制委員会が定めた原子力災害対策指針に基づき作成しております。また、避難退域時検査につきましては、茨城県が実施主体となっております。茨城県では、原子力規制庁が定める「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」に準拠して策定する実施方針に基づき、避難退域時検査を実施します。</p> <p>ご意見を踏まえ、補足説明が必要のため、国の同マニュアルで除染を行う判断基準（OIL4）の40,000cpm（<math>\beta</math>線）について、以下のとおり説明されておりますので注釈を追加します。  <u>OIL4の初期設定値に相当する値である。我が国において広く用いられている<math>\beta</math>線の入射窓面積が20cm<sup>2</sup>の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm<sup>2</sup>相当となる。</u></p> <p>なお、茨城県の実施方針では、上記の要求仕様を満たす「GMサーベイメータ」を表面汚染検査用の放射線測定器として使用することとなっております。</p> <p>さらに、ご指摘のとおり、原子力発電所に装荷する核燃料の製造を行う加工施設では、主に<math>\alpha</math>線を放出する放射性物質であるウランを使用しております。</p>	有
7	P6	<p>「避難」と「一時移転」の違いはどのような違いがあるのでしょうか？何らかの説明があるといいのではないのでしょうか？</p>	<p>5ページに表記のとおりですのでご了承ください。</p>	無
8	P7	<p>モニタリングポストと避難単位の「紐づけする」意味や内容が不明では？紐づけについて何らかの説明が必要ではないのでしょうか？</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>（修正前） 測定された実測値に基づき迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるよう、事前設置しているモニタリングポストと一時移転等の避難単位ごとに紐づけを行う。</p> <p>（修正後）  <u>OILに基づく防護措置を迅速に実施する必要があるため、事前設置しているモニタリングポストと避難単位の紐づけを行う。</u>  <u>モニタリングポストで測定された実測値に基づき、一時移転や避難等の防護措置を実施する区域を特定する。</u></p> <p>本計画では、表のとおり、OILと照らし合わせ、本米崎局で基準値を超えた場合には、本米崎地区に対し、また、三菱原燃局で基準値を超えた場合には、向山地区に対し、一時移転や避難等の防護措置を実施します。</p>	有

9	P8	<p>一時集合所を「旧本米崎小学校」としてありますが、少なくとも UPZ 区域内に設けるのはどうかと思います。</p> <p>JCO や東電福島事故の事例から UPZ 区域外の周辺住民の避難も考えられますので、これらの人達がわざわざ UPZ 内に入ることになりまので一考すべきだと思います。</p>	<p>本計画における本米崎地区の一時集合所は、混乱を招くことがないように既にお示ししてある東海第二発電所における広域避難の際の一時集合所に合わせ、旧本米崎小学校としております。</p> <p>また、わずかではありますが、場所は加工施設から 1km 圏の外に位置しておりますのでご了承ください。</p> <p>さらに、ご指摘の UPZ 外区域における対応ですが、まず、本計画を策定するためには前提が必要であるため、国の原子力災害対策指針に基づき、施設から 1 km 圏内について重点的に対策を実施する UPZ として、計画をまとめたものであります。</p> <p>一方で、UPZ 外にも影響が及ぶ可能性はあります。</p> <p>その場合、UPZ 外においても、UPZ と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避、さらに、放射性物質の放出後は空間放射線量をモニタリングして OIL に基づく一時移転や避難等の防護措置について、国や県等と連携して必要な対応を図っていきます。</p>	無
10	P8	<p>避難経路について本米崎地区は「那珂核融合線を主な避難経路」と定めていますが、本米崎地区民の殆どは「常陸那珂港山方線」を経由する方が事故現場を経由しなくてよいので、代替え避難経路の「常陸那珂港山方線」とした方が適切ではないかと思ひます。</p>	<p>主な避難経路については、十分な幅員を有することや避難路沿いの落下物、倒壊物による危険等、避難の障害のおそれが少なく、避難先に通じる最適な避難路を定めております。</p> <p>ご意見のとおり、本米崎地区は広く、住民の皆さまの避難条件に合わないことも思料されます。</p> <p>なお、計画で定めていない別経路での避難を妨げるものではありませんのでご了承ください。</p>	無
11	P9	<p>普及・啓蒙活動の例で「放射線に関する正しい知識」とありますが、事故が起きた場合はマスコミなどの情報による数値のお遊びに翻弄されてしまいますので、「放射性物質」と「放射線」の違いや「<math>\mu\text{Sv/h}</math>」と「<math>\text{mSv}</math>」、「<math>\text{Bq}</math>」と「<math>\text{cpm}</math>」の違いなど基本的な知識について常日頃の啓蒙活動をしっかりしておく必要があると思ひます。</p> <p>なお、市はパンフレットなどを配布していますが、直接活動して頂くことが大切ではないでしょうか？</p>	<p>さまざまな機会を通じて住民の皆さまに正しい原子力防災の知識の普及啓発に努めていきます。</p>	無
12	P15	<p>「福祉避難所」とありますが、意味不明ですので何らかの説明が必要と思ひます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり注釈を追加します。</p> <p><b>一般の避難所で避難生活を送ることが困難な要配慮者（介護の必要な高齢者や障がい者、妊産婦や乳幼児など）が利用する二次的な避難所</b></p>	有
13	P15	<p>「玄関等に避難の目印を表示する」とありますが、どのようなものを想定しているのでしょうか？各家々に事前準備しておくのは大変なことだと思います。</p> <p>なぜかという、事前準備をしたとしてもヨウ素剤でさえも、どこに置いたかわからないという人も多々あると聞いていますので一考された方がよいと思ひます。</p>	<p>日常的に使用しているタオル等を想定しております。</p>	無
14	—	<p>本米崎地区は東海村と隣接しており、JCO 事故の時に東海村が避難区域を那珂市との境界距離の 350m としたため、当時の本米崎小学校は東海村に隣接しているにも関わらず避難範囲から外されて住民が不安になったことがあります。原子力災害の場合は、市町村単位という狭い観点ではなく広域的な災害対策計画を考慮すべきと思ひます。</p> <p>那珂市にある加工施設は東海村に隣接していますが、那珂市と東海村との整合性はどうか？</p>	<p>原子力規制委員会が定めた原子力災害対策指針に基づき、東海村においても同様に計画を作成します。</p> <p>したがって、整合性は図られているものと考えております。</p>	—